

環境創出協定に関する行動計画書（令和5年3月6日作成）

1. 環境創出協定第4条に基づく維持管理目標値及び将来目標値等

注：法令が適用されない項目等に関しては、「－」を記入する。		法令に基づく規制基準	維持管理目標値	将来目標値及び到達目標年	自主検査の頻度
水質汚濁 (排水水)	pH BOD SS	高山市下水道条例 5.0-9.0 600mg/L以下 600mg/L以下	 5.8～8.6 400mg/L以下 400mg/L以下	 5.8～8.6 400mg/L以下 300mg/L以下	12回/年
	n-ヘキサン抽出物 鉱油類 動植物油類	5mg/L以下 30mg/L以下	3mg/L以下 20mg/L以下	3mg/L以下 15mg/L以下	
騒音	昼間 朝・夕 夜間	(dB) 70以下 65以下 60以下	(dB) 65以下 60以下 60以下	(dB) 65以下 60以下 60以下	2回/年
	振動	(dB) 65以下 60以下	(dB) 65以下 55以下	(dB) 55以下 50以下	
産業廃棄物	ゼロエミッション率		令和2年ゼロエミ率を基準として毎年0.5%削減	令和2年ゼロエミ率を基準として2%削減	1回/四半期
土壌調査 (ガス分析)	ジクロロメタン	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	1回/年

2. 具体的策及び予防処置

(1) 上記の目標値を達成させるための具体的な方策

- ① 大気汚染 特定施設の燃料を LNG 化したことにより環境負荷の削減を行ったが、2 回/年の硫黄酸化物排出ゼロであることの確認を継続する。
- ② 水質汚濁 除外設備の日常管理により排水の汚染を軽減する。
- ③ 騒音 設備の日常管理により異常音の発生を防ぐ。
- ④ 振動 設備の日常管理により異常振動の発生を防ぐ。
- ⑤ 産業廃棄物 分別管理及びリデュース、リユース、リサイクルの推進に努め最終埋め立て量の制御を行う。

(2) 予防処置

- ① 水質汚濁 排水は全て下水道に投入しているが下水道への負荷低減のため排水処理設備により処理した後、下水道に投入している。また排水の COD、

pH、排水量を自動計測により常時監視している。

3. 廃棄物対策

廃棄物の 3R 活動を推進し、ゼロエミッションを進める
ゼロエミッションの指標としては、総廃棄物中の埋め立て量の割合を指標とする。

(1) リデュース

- ① 原料や資材の期限管理、受注生産の実行、制増収率の改善を通じ廃棄量を削減。
- ② 設備メンテナンス強化によりトラブル発生を抑制を図り製品廃棄量を削減。

(2) リユース

- ① 使用済み容器等の再利用。
- ② リターナブルパレットの利用。

(3) リサイクル

- ① プラスチックやダンボール等の再資源化又は有価物化の推進。
- ② 従業員に対する教育を通じ、分別の意識向上。

4. 温室効果ガス排出抑制対策

(1) 緑化の推進

- ① 緑地の適性管理と花木の植栽剪定維持。

(2) エネルギー等使用量の削減

- ① エネルギー使用の合理化に関する法律に基づき、原単位あたりのエネルギー使用量を前年度比 1 %削減する。
- ② ユーティリティー設備の効率運転運用、蒸気配管バルブ・ジャケットの保温を進めエネルギー使用の削減を図る。
- ③ 省エネ機器（高効率冷凍機・変圧器・モーター、LED 蛍光灯等の採用）の利用促進、既設機器の省エネ更新の対応。

(3) 発生する余熱等の活用

- ① 空冷コンプレッサーなどの廃熱利用による暖房効率の改善。
- ② 精製水製造から発生する中水の冷却搭、トイレなどの洗浄水に再利用促進。

(4) 作業車両及び自動車の対策

- ① 工場内には電動自動搬送設備や自動ラック倉庫を張り巡らせ、CO₂ の削減を推進。
- ② 会社所有通勤バスの利用。

5. グリーン購入に関する具体的な内容

- (1) 事務用品等については、環境に配慮した商品を使用する。
- (2) 使用する資材等については、極力有害性のないものとする。
- (3) 調達先の選定については、環境に配慮した企業を優先とする。

6. その他の環境創出に関する対策

- (1) 工場内外、近辺の定期的な清掃活動。
- (2) 工場団地入り口等での花壇管理。
- (3) 地域関係者を工場見学に招待する等して広く意見を求め、新たな環境創出活動につなげる。

第 6 期環境創出協定に係る行動計画書からの変更点

行動計画書に於いて下記の項目を変更しましたのでご報告させていただきます。

1. 大気汚染に関する行動目標

・ 変更点：

廃止

・ 背景：

従来設置していた重油炊きボイラーに変えて、令和 4 年度に小型液化天然ガスボイラーに変更したため、ばい煙及び窒素酸化物測定が猶予されている事と、硫黄酸化物の発生がなくなった為。

なお、2 回/年の周期で硫黄酸化物の排出が無い事の確認は行う。

2. 産業廃棄物

・ 変更点：

指定廃棄物の削減 → ゼロエミッション率（埋め立て率）

・ 背景：

令和 2 年より親会社となった日医工株式会社の廃棄物環境目標に従い変更を行う。